

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	◇ 公 告	ページ
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（16件）【産業経済局商業・MIC推進部商業・サービス産業政策課】		2
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】		34
○ 建築基準法の規定による認定【建築都市局指導部建築指導課】		35
	◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局工事施行規程の一部を改正する規程【上下水道局水道部設計課】		36

北九州市公告第644号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク西門司店

北九州市門司区東新町二丁目4番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和3年3月6日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年9月6日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第645号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク富野店

北九州市小倉北区上富野二丁目1520番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和3年3月6日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年9月6日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- （1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- （2） 住所又は所在地
- （3） 連絡先電話番号
- （4） 大規模小売店舗の名称及び所在地
- （5） 意見

北九州市公告第646号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリーブきふね（I区画）
北九州市小倉北区貴船町1番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社サンリーブ
北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階
代表取締役 菊池 毅
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
株式会社サンリーブ
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
代表取締役 菊池 毅
 - (2) 変更後
株式会社サンリーブ
北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階
代表取締役 菊池 毅
- 4 変更の年月日
令和3年3月6日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日
令和3年9月6日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第647号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリーブきふね（Ⅱ区画）
北九州市小倉北区貴船町1番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社サンリーブ
北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階
代表取締役 菊池 毅
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - （1） 変更前
株式会社サンリーブ
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
代表取締役 菊池 毅
 - （2） 変更後
株式会社サンリーブ
北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階
代表取締役 菊池 毅
- 4 変更の年月日
令和3年3月6日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日
令和3年9月6日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第648号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク重住店

北九州市小倉北区重住三丁目1249番9ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和3年3月6日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年9月6日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第649号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ小倉東インター店

北九州市小倉南区上葛原二丁目16番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和3年3月6日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年9月6日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 6 5 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク曾根店

北九州市小倉南区曾根北町 2 6 3 3 番 2 2

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 6 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- （1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- （2） 住所又は所在地
- （3） 連絡先電話番号
- （4） 大規模小売店舗の名称及び所在地
- （5） 意見

北九州市公告第 6 5 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク新守恒店

北九州市小倉南区守恒二丁目 3 2 5 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 6 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ高須

北九州市若松区高須南二丁目2番101

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和3年3月6日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年9月6日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- （1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- （2） 住所又は所在地
- （3） 連絡先電話番号
- （4） 大規模小売店舗の名称及び所在地
- （5） 意見

北九州市公告第 6 5 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク深町店

北九州市若松区深町一丁目 4 番 1

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 6 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第654号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク浅川店

北九州市八幡西区浅川日の峯二丁目677番1

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和3年3月6日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年9月6日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- （1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- （2） 住所又は所在地
- （3） 連絡先電話番号
- （4） 大規模小売店舗の名称及び所在地
- （5） 意見

北九州市公告第 6 5 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ折尾（新館）

北九州市八幡西区大浦二丁目 4 番 7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 6 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 6 5 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ折尾（本館）

北九州市八幡西区大浦三丁目 1 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（1） 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

（2） 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 6 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 6 5 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ黒崎

北九州市八幡西区岡田町 9 番 5

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 6 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 6 5 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ木屋瀬

北九州市八幡西区木屋瀬一丁目 3 3 8 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 6 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 6 5 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ三ヶ森

北九州市八幡西区三ヶ森三丁目 1 2 5 7 番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 6 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 3 年 1 2 月 2 9 日から令和 4 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 月 1 4 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 660 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 3 年 9 月 14 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区朽網東三丁目 22 番 1 及び 22 番 3 から 22 番 14 まで	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社 海王 代表取締役 竹下晃平

北九州市公告第 6 6 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 6 条の 2 第 1 項の規定による認定をしたので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請者氏名
社会福祉法人鳳雲会 理事長 西村幸子
- 2 認定に係る対象区域の位置
北九州市小倉北区金田一丁目 3 2 番
- 3 認定年月日
令和 3 年 9 月 1 日

北九州市上下水道局管理規程第5号

北九州市上下水道局工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月14日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局工事施行規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局工事施行規程（昭和53年北九州市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（担保責任）」に改め、同条第1項を次のように改める。

局長は、引き渡された工事の目的物に関し、引渡しを受けた日から2年を経過する日までの間でなければ、当該工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（次項及び第4項において「契約不適合」という。）を理由とした修補の請求をすることができない。この場合において、民法（明治29年法律第89号）第637条第1項の規定は、適用しない。

第16条第2項中「同項の期間は、瑕疵」を「契約不適合」に、「よって」を「より」に、「10年」を「同項に規定する期間の終期は、局長が契約不適合を知った日から5年を経過する日又は引渡しを受けた日から10年を経過する日のいずれか早い日」に改め、同条第3項中「工事目的物」を「工事の目的物」に、「より同項各号の」を「応じ、同項に規定する」に、「伸長し」を「延長し」に、「免ずる」を「短縮する」に改め、同条第4項中「瑕疵の修補」を「契約不適合を理由とした修補の請求」に、「その修補」を「修補の請求」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第16条の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約に係る工事について適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。